

令和 8 年（行ウ）第 36 号、62 号住民訴訟（違法行為の差止め及び賠償金の支払い請求）への対応について

1 事件番号等

- (1) 事件番号 令和 8 年（行ウ）第 36 号、62 号
- (2) 事件名 住民訴訟（違法行為の差止め及び賠償金の支払い請求）
- (3) 提訴年月日 令和 8 年 1 月 21 日
- (4) 裁判所名 東京地方裁判所
- (5) 原告 武蔵野市の住民
- (6) 被告 武蔵野市長
- (7) 文書收受日 令和 8 年 2 月 12 日（市が訴状を收受）

2 事案の概要

本件は、原告が、執行機関である武蔵野市長を被告として、以下の内容を求め、令和 8 年 1 月 21 日、東京地方裁判所に訴えを提起した事案である。

- (1) 境南ふれあい広場公園に有体物が設置されるに当たり、都市公園法第 6 条及び武蔵野市立公園条例第 7 条に規定された占用許可の取得を違法に免除することを許してはならず、また、同条例第 8 条に基づき徴収すべき占用料の徴収を違法に怠ることを許してはならない。
- (2) 緑のまち推進課長に対し、第 10 回境南盆おどりに係る占用料の徴収を違法に怠ったことにより市に与えた損害として、占用料相当額 1,106,028 円の賠償を請求せよ。

3 市の対応

市の正当性を主張するため、応訴することとする。